

おわりに

違反是正強力推進対象物に位置づけられた対象物の関係者は誰もが一筋縄ではいかない関係者が多く、接触するのに労力を使い、対応にあつても高圧的な場合が多々ありました。そんな関係者に対し、各消防署では作戦を考え、様々な手法で違反を是正させました。

こんな言葉を耳にしたことはありませんか。

「真剣になると知恵が出る。中途半端だと愚痴が出る。やる気がないと言い訳が出る」

違反是正への取組もそうですよ。本気で取り組めば、知恵が出、助け合える仲間が集まり、建物関係者へも我々の熱意が伝わると思いますが、しかし、そうでなければ、

違反を是正しない関係者の愚痴を言ったり、違反処理に踏み切らない言い訳ばかり考えていませんか。

みなさんの予防担当のイメージとはどんな感じでしょうか。


担当者一人が個人の仕事をやっている。そんな感じではないでしょうか。ある消防署では年度当初から一斉に検査を行い、ほとんど市民に向け違反対象物の公表を実施、是正されない対象物に対しては躊躇することなく違反処理へ移行したことで、多くの違反を是正させてきました。個人ではなく、チームで、困った時はみ


んなで考える。対応しにくい関係者にはみんなで対応する。この消防署の査察担当は予防経験が2年未満と経験の浅い職員達でした。それでもみんなが「必ず違反を是正させる」という熱意を持つて前に進んでやってきました。そこにはベテランの設備担当や防火管理担当のバックアップが大きかったことでしょう。ターゲットを定め、互いに助け合い、モチベーションを高め、署員がひとつとなり取り組んだ結果、違反是正強力推進対象物だけでなく、多くの違反対象物を是正したことは、素晴らしい実績であり、また、重

大違反対象物の是正率を向上させたことは、「災害のない安全なまち」、「災害に強いまち」の実現に向けて大きく寄与したことになりません。

火災は待つてくれません。明日、起こるかもしれない火災を予防するために、いつか誰かのために、身近な大切な人のために、常に市民ファーストで消防署と特別査察隊が一体となって違反対象物を撲滅していきましょう。

(文責 上田)

	特査ニュース 平成28年1月14日 No.54
『違反是正強力推進対象物』は正レポートNo.2	
こんにちは、特別査察隊の上田です。今回の特査ニュースは昨年11月11日発行の特査ニュースNo.52でお知らせしました「違反是正強力推進対象物」の第2弾です。と、その前に。	
違反是正強力推進対象物とは 特別査察隊では、特定防火対象物で防火管理者未選任、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の3設備の未設置・重大不備の対象物の中で、再三の指導にも関わらず長期間違反状態にあるものを、違反発生年度の古い順から、より悪質性が高いものとして位置付け、今年度は次の17対象物をターゲットにしました。	
① 平成20年度以前に違反が発生した12対象物 <small>※査察体制の充実強化を図るべく特別査察隊が発足した平成20年度を基準とした</small>	
② スプリンクラー設備については、自動的に作動し、火災発生時には有効な設備であること、また、ひとたび大きな火災が発生すると、設置の必要性が報道される等社会的関心も高いことから、違反の発生年度に問わず、スプリンクラー設備が設置されていない5対象物	
◆是正事例（中央署） 屋内消火栓設備が現行基準に適合せず有効に使用できない対象物	
建物概要	地上6階建、建面積130㎡、延面積790㎡
業 態	(16) 項イ 飲食店、麻薬店、事務所
違反発覚	平成19年8月10日の立入検査時に1階部分の麻薬店入居を確認。(15) 項から(16) 項イへの用途変更に伴い、当該対象物に設置されている屋内消火栓設備が消防法第17条の3（用途変更の場合の特例）の規定を適用できず、現行基準に適合しない状況となった。また、設置されている自動火災報知設備の受信機型式承認が失効していた。平成21年5月15日の立入検査では1階の麻薬店が2階に移転、3階（事務所）の収容人員が10名を超え、避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていないために避難器具が必要となり、自動火災報知設備の誤作動が頻発することから受信機のバルは停止状態となった。さらに平成27年5月20日の立入検査では屋内消火栓設備のポンプの電源が切断状態であった。

	特査ニュース 平成28年3月2日 No.55
『違反是正強力推進対象物』は正レポートNo.3	
こんにちは、特別査察隊の上田です。前回の特査ニュースに引き続き、「違反是正強力推進対象物」は正の第3弾をお伝えします。	
まずは、改めて、	
違反是正強力推進対象物とは 特別査察隊では、特定防火対象物で防火管理者未選任、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の3設備の未設置・重大不備の対象物の中で、再三の指導にも関わらず長期間違反状態にあるものを、違反発生年度の古い順から、より悪質性が高いものとして位置付け、今年度は次の17対象物をターゲットにしました。	
① 平成20年度以前に違反が発生した12対象物 <small>※査察体制の充実強化を図るべく特別査察隊が発足した平成20年度を基準とした</small>	
② スプリンクラー設備については、自動的に作動し、火災発生時には有効な設備であること、また、ひとたび大きな火災が発生すると、設置の必要性が報道される等社会的関心も高いことから、違反の発生年度に問わず、スプリンクラー設備が設置されていない5対象物	
◆是正事例（中央署） 防火戸を取り外したことでスプリンクラー設備が必要となった対象物	
建物概要	地上11階建、建面積92㎡、延面積999㎡
業 態	(16) 項イ ナイトクラブ、飲食店、麻薬店、保嬰施設
違反発覚	平成26年12月9日 11階のナイトクラブの使用開始に伴う要点検査
指導経過	平成27年3月31日に規則13条に基づくスプリンクラー設備の除外届出書が提出されていたが、防火戸が取り外されたことにより除外届出書の施工要に適合しなくなったもの。
◆是正事例（中央署） 平成27年6月26日 全般検査	11階部分だけでなく、2階（飲食店）、10階（空室）部分の防火戸も取り外されており、2階部分にあっては共用部の廊下の壁に新たな開口部が設けられていた。また、自動火災報知設備にあっては誤作動が発生するの理由から地区警備装置が停止されていた。